

第1回モニター会議開催要領案

- 1 **開催日程** 令和4年11月14日（月）～18日（金）のいずれか
- 2 **開催場所** 役場3階委員会室
- 3 **会議手法** 参集／オンライン
- 4 **議論テーマ** 「多様な議員のなり手について」
議長から議会運営委員会に対して諮問された事項をテーマに設定する。
令和3年度モニター会議では「議員定数と報酬のあり方について」をテーマにグループワークを行い、芽室町議会基本条例に規定する「議員定数と報酬等の改正は、住民の皆さんの意見を広く聴くこと」に基づき取り組んだ。
令和4年度についても同様に、議員が直接モニターの皆さんと意見交換を図り、諮問事項に対する答申に向けて取り組む。
- 5 **報告事項** 「議員定数と報酬のあり方について」
令和3年度モニター会議でテーマに設定した「議員定数と報酬のあり方について」の議会での結論（答申）を報告する。
- 6 **今後の検討スケジュール**
 - (1) 10月3日（月） 素案協議・日程確定（第11回議会運営委員会）
 - (2) 10月18日（火） 案の確定（第12回議会運営委員会）
モニター宛開催通知及び出欠確認発送
 - (3) 10月26日（水） 案の協議・決定（第8回全員協議会）
 - (4) 11月 日（ ） 第1回モニター会議
- 7 **会議次第及び予定時間**
 - (1) 開会（2分）／早苗議長
 - (2) 趣旨説明（2分）／中村議運委員長
 - (3) 令和3年度モニター会議報告（3分）／中村委員長
 - (4) テーマの目的、現状、基礎情報の説明（10分）／正村副委員長
 - (5) グループワーク（60分）
 - (6) グループ発表（情報共有）（12分）
 - (7) 閉会（1分）／常通副議長

8 グループワークの進行手順

- (1) 自己紹介 (30 秒 / 1 人) (2 分)
- (2) 役割分担 (進行・記録・発表) (1 分)
- (3) グループワーク (4 5 分)
- (4) グループワークのまとめ (1 2 分)

9 グループ発表 (情報共有) の進行手順

- (1) 司会進行 / 正村議運副委員長 (1 分)
- (2) グループごとの発表 (3 分 / 1 グループ)
＜別添「グループワーク進行要領」のまとめ＞

10 グループ編成

- (1) 1 グループの構成は 4 ~ 5 人。リーダーは議運委員 (4 ~ 5 人)。
- (2) グループリーダー (議運委員から選考)

グループワーク進行次第

<テーマ：「多様な議員のなり手について」>

- 1 自己紹介（30秒／1人）（2分）
- 2 役割分担（進行・記録・発表）（1分）
- 3 グループワーク（テーマ）（45分）
- 4 フリートーク（テーマ以外）及びまとめ（12分）
- 5 グループ発表（情報共有）（3分×4グループ）

グループワーク進行要領

【テーマ／多様な議員のなり手について】

○ テーマの背景・経過・現状の説明(議会)

- ・ 議員研修結果の概要を説明する。
- ・ 「多様な議員のなり手」の解釈を共有する。



○ フリートーク(グループワーク)

(モニターの質問を基に議員が資料に基づき説明をして意見交換)

- ・ 町民目線での率直な声を広く求める。
- ・ 町民目線での疑問や不明な事項を共有し明確にする
- ・ 議会(議員)の説明・回答により、モニターと意見交換する。
- ・ テーマ以外の意見交換も可とする。



○ まとめ

- ・ フリートーク(グループワーク)を経て
 - 要因(課題)を大きく分類する。
 - 打ち手(解決策)を大きく分類する。
 - 賛否や方向性が異なる意見はそのまま整理する。

芽室町議会モニター設置要綱

(平成24年3月30日制定)

(目的)

第1条 この要綱は、芽室町議会モニター（以下「町議会モニター」という。）を設置することにより、町民からの要望、提言、その他の意見を広く聴取し、芽室町議会（以下「町議会」という。）の改革・活性化の推進及び政策提案機能を強化することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民等 めむろまちづくり参加条例第2条第2号に規定する町民等とし、町民及び町内で働いている人、学んでいる人、町内で事業を営む法人及び活動する団体に属している人とする。
- (2) 会議 町議会の本会議、常任委員会、特別委員会及び町議会議長（以下「議長」という。）の下に設置する組織等をいう。

(定員)

第3条 町議会モニターの定員は、20人以内とする。ただし、議長が必要と認めるときは増員することができる。

(資格)

第4条 町議会モニターは、次の各号に定める要件を満たす者とする。

- (1) 第2条第1号に規定する町民等とする。ただし、芽室町職員、議員又は各種行政委員は除くこととする。
- (2) 町議会のしくみ及び運営に関心があること。
- (3) 町政及び地域社会の発展に関心があること。

(募集方法)

第5条 町議会モニターは公募とする。ただし、議長は適当と認めた団体等に対し、適任者の推薦を依頼することができる。

(委 嘱)

第6条 町議会モニターは、公募者及び推せん者のうちから議長が委嘱する。

2 議長は、前項の規定による町議会モニターの委嘱に当っては、町議会モニターの年齢・居住地等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

(解 任)

第7条 町議会モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、議長は当該町議会モニターを解任できるものとする。

- (1) 第4条に規定する資格を失ったとき。
- (2) 町議会モニターから辞任の申し出があったとき。
- (3) その他議長が必要と認めたとき。

(任 期)

第8条 町議会モニターの任期は1年とし、再任を妨げない。

(報 酬)

第9条 町議会モニターが議会主催の意見交換会に参加した際は、報酬等を支給する。

(職 務)

第10条 町議会モニターは、次の各号に定める職務を行うものとする。

- (1) 会議（非公開で行われるものを除く。）を傍聴し、当該会議の運営に関する意見を文書（電子メールを含む。以下この条において同じ。）により提出すること。
- (2) 「芽室町議会だより」及び「芽室町議会ホームページ」などに関する意見を文書により提出すること。
- (3) 議会の政策提案に関すること。
- (4) 議長が依頼した町議会の運営に関する調査事項に回答すること。
- (5) 町議会議員と1年に2回以上、意見交換を行うこと。
- (6) その他議長が必要と認めたこと。

(提言等の取扱い)

第11条 町議会モニターから提言等が提出されたときは、議長は必要に応じ関係する会議に当該提言等を送付し、当該会議において検討させるものとする。

2 前項の規定による検討結果は、原則として当該提言等を提出した町議会モニターに通知するとともに議長が別に定める方法により公表するものとする。

(委 任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成24年12月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成27年7月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。